北海道告示第11191号

北海道が令和７年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和７年７月４日

北海道知事　鈴木　直道

（総務部所管分その６）

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
１　高校生等臨時支援事業費 　文部科学省高等学校等修学支援事業費補助金(高校生等臨時支援）交付要綱（令和７年４月８日文部科学大臣決定）に基づき、私立高等学校等の生徒に対して、その授業料相当の教育費に充てるために高校生等臨時支援金（以下この項において「臨時支援金」という。）を支給することにより、私立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、予算の範囲内で補助する。	私立高等学校等に在学する生徒等のうち、臨時支援金の支給を受ける資格を有することについて知事の認定を受けた者	臨時支援金の額	10分の10以内	総務第２号様式 総務第６号様式 総務第７号様式 総務第８号様式 総務第19号様式 別に指示する様式	総務第２号様式 総務第17号様式 総務第18号様式 別に指示する様式	提出部数　１部 提出期限　別に指示する日 提 出 先　総務部行政局学事課		